

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

1.（預金の払戻し）

- (1)普通預金（無利息型普通預金を含みます。）を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (3)同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

2.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、無利息型普通預金には利息をつけません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020/04/01 現在)